補助資料（１）

令和７年度　調布市立柏野小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童像

◎　考える子
〇　思いやりのある子
〇　健康な子

〇目標策定の方針

いじめ問題に正面から対峙し，解決に導くために，

- 教職員が組織的に対応する。
- 保護者，地域住民，関係機関等との緊密な連携を図る。

いじめ防止等に関する学校の目標

〇「いじめをしない，させない，見過ごさない」という雰囲気をつくる。
〇児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
〇「いじめは，絶対に許されない」という強い信念の下，教職員の人権感覚を高める。
〇いじめの早期発見のために様々な手段を講じ，早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに，適切で毅然とした指導を行う。
〇保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め，一体となっていじめ問題に対応する。

<いじめ防止等のための校内組織>

① 生活指導夕会（毎週１回，金曜日）・生活保健部会（毎月１回）・生活指導職員会（年間２回）・いじめ防止に関する研修（学期１回）
② いじめ防止対策委員会…校長，副校長，生活指導主任，養護教諭，当該学級担任，当該学年主任，専科主任，スクールカウンセラー(必要な時)・SSW(必要な時)

〇スクールカウンセラーとの連携

- 相談室日誌を活用して，担任との情報交換を密にする。
- カウンセラーだよりや学校だより等で，保護者からの相談を受け付けることを呼び掛ける。

〇教職員の指導力の向上

- 教員の人権意識向上のため，人権教育プログラムや安全教育プログラム，いじめ総合対策を活用して，いじめに関する研修会を３回実施する。
- 生活指導夕会に帯で研修の時間を組み込む。

〇学校の組織的対応

- いじめに対して一人の教員で対応せずに，学年・専科で情報共有をして複数で対応する。
- いじめの程度に話し合いが必要な場合は，即時委員会を開き，重大事態につながるかの姓をなくす。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

<互いに認め合えるような学校風土を醸成するために>
〇児童が安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
〇人権週間には，児童主体の取組を推進する。
〇分かる授業づくりを進める。全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
〇生活指導の観点から授業を参観し合う機会を設け，参考にし合うようにする。
<いじめは絶対に許せない行為であることを理解させるために>,
〇スマートフォンなどを使ったいじめを防止するため，SNS 安全教室など情報モラル教育を推進する。
〇年に３回,いじめに関する授業を実施する。
〇こころの健康観察を週初めに実施し,気になる児童は,週末までに様子を把握し,聞き取りを行う。

【早期発見】

〇全教職員で児童を見守り，気付いたことを共有する。おかしいと感じた児童がいる場合には，学年や生活指導部等で気付いたことを共有し，大勢の目で児童を見守る。
〇アンケートを年に３回行ったり，児童との面談期間をつくったりして，児童の悩みや人間関係を把握する。また，「24 時間いじめ相談ダイヤル」の周知などを働きかける。
〇スクールカウンセラーによる全員面談を５年生に実施する。
〇学級担任が月に一度,いじめ調査ファイルを作成し,いじめに繋がりそうな状況を把握し,集計する。

〇保護者・地域との連携

- 児童が発する変化のサインに気付いたときは，早急に学校に相談することをお願いする。
- いじめ問題に関する情報を発信する。（学校便り，学校ＨＰ，等）
- 学童クラブ，あそビバと連携を図る。
- 学校サポートチーム（学校運営協議会・地域学校協働本部，民生・児童委員，保護司等）と連携を図る。

具体的ないじめへの対応（早期発見，重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話合い，対応する場合）

① 実態把握の観点	② 指導・支援の基本姿勢	③ 対象児童の支援
いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。	いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。 いじめ防止対策委員会の構成員 校長，副校長，生活指導主任，養護教諭，当該学級担任，学年主任，専科主任,スクールカウンセラーなど	いじめを受けた児童・保護者に対する支援 ＜関係児童の指導＞ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ＜いじめが起きた集団への指導＞ 臨時の学級会や集会等により，いじめは絶対に許されない行為で，根絶しようという態度を行き渡らせる。

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合，または市教委等と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）

＊重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会への報告をし，教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
②被害児童への緊急避難措置の検討，実施
③加害児童への懲戒や出席停止の検討
④警察や児相等との連携
⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	音楽「うたでおどってなきょくなろう」（1年）		音楽「音楽でみんなとつながろう（2年）			国語「話し合ってみんなの考えをまとめよう」（3年）	社会「情報を生かすわたしたち」（5年）	NTT ドコモ SNS 安全教室（3～6年）	「いのちと心の教育」月間 人権週間	体育「ボールゲーム」（4年） 社会「世界の中の日本とわたしたち」（6年）		
生活指導			ふれあい月間（6月）					ふれあい月間（11月）			ふれあい月間（2月）	
学校行事	入学式 始業式	柏野発表会(運動)				移動教室（5，6年）					6年生を送る会 柏野発表会(展示)	卒業式
特別活動	集団生活のルール ←			たてわり遊び・ふれあいタイム								→
道徳科	生命尊重	集団への参加と責任	個性の伸長 いじめ防止	公徳心		思いやり	感動と畏敬	友情・信頼 いじめ防止	生命尊重	家族愛	公正。公平・社会主義 いじめ防止	愛校心
家庭・地域	保護者会	調布市防災教育の日	学校公開 全員面談(5年)	保護者会		学校公開		保護者会	道徳授業 地区公開講座		授業参観 保護者会	